

目次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1. 計画目的・背景	1
2. 基準年度・計画期間・目標年度	1
3. 対象とする温室効果ガス	1
第2章 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の概要	2
1. 概要及び目標	2
2. 対象範囲	3
3. 目標達成状況	4
第3章 第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画	10
1. 概要及び目標	10
2. 対象範囲	10
3. 基準年度の二酸化炭素排出量.....	12
4. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量	12
5. 要因別の排出状況	13
第4章 具体的な取組	14
1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入	14
2. 施設設備の改善等	14
3. 物品購入等	14
4. その他の取組	15
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	18
1. 推進体制	18
2. 点検体制	18
3. 進捗状況の公表	18
資料編	20
嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱	22
嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割	25
実行計画推進組織図	27
環境関連用語集	28

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画目的・背景

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

嘉手納町が行うすべての事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けてこれまで施設のLED化や、太陽光発電への転換等、積極的な地球温暖化対策の取組みを行ってきた。

しかし、国内外においては、温室効果ガス排出量を低減する「低炭素化」から、温室効果ガス排出量ゼロを目指す「脱炭素化」に移行しており、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、さらに1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、今まで以上に温室効果ガスの削減を求められている。

このような背景を踏まえ、第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の計画期間終了に伴い、これまでの計画を見直し、新たに「第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を作成することとした。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和3年度（令和2年度実績）～令和7年度（令和6年度実績）までの5年間とする。目標年度については、令和7年度とする。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とする。

第2章 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の概要

1. 概要及び目標

第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の排出量の概要を表2-1に示す。

また、削減目標は平成26年度排出量の3,620,029kg-CO₂に比べ平成32年度において5%削減の3,439,027kg-CO₂を目標とした。

表2-1 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の概要

期間	基準年度	削減目標	対象となる温室効果ガス
平成28年度～平成32年度	平成26年度	5%	二酸化炭素

表2-2 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の基準年度及び目標排出量

区分	基準年度排出量 平成26年度	削減目標	目標年度排出量 平成32年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,620,029 kg-CO ₂	5%	3,439,027kg-CO ₂

(注) CO₂排出量は小数点以下の数字は切り捨てた値とする。

排出係数 電気：0.858kg-CO₂/kWh A重油：2.71 t-CO₂/kl
ガソリン：2.32 t-CO₂ /kl LPG：3.00kg-CO₂/m³
灯油：2.49 t-CO₂/kl 軽油：2.58 t-CO₂/kl

電気の排出係数は、各年度の比較が容易に出来るように平成25年度実績（平成26年12月5日公表）の値0.858 kg-CO₂/kWh（沖縄電力株式会社の実排出係数）を使用した。

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.7（環境省、経済産業省 平成27年5月）

※平成27年7月14日一部追加・修正、平成27年8月27日一部修正

2. 対象範囲

実行計画は、嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等とする。

ただし、温室効果ガス排出量の基準値や経年変化の値において、算定の対象となる施設（以下「算定対象施設」という。）は表 2-3 の施設とする。

嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等以外の公共施設・公共組織等に対しても、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

表 2-3 対象施設一覧（33施設）

No.	施設名	No.	施設名
1	屋良幼稚園・小学校	18	南区コミュニティーセンター
2	嘉手納幼稚園・小学校	19	西区コミュニティーセンター
3	嘉手納中学校	20	西浜区コミュニティーセンター
4	学校給食共同調理場	21	水釜公園
5	嘉手納町第二保育所	22	兼久海浜公園
6	嘉手納町第三保育所	23	嘉手納公園
7	嘉手納町総合福祉センター	24	屋良ふれあいパーク
8	嘉手納町リサイクルセンター	25	屋良第2公園
9	嘉手納町葬斎場	26	ちびっこ広場
10	嘉手納町食料品加工センター	27	あしびなあ
11	嘉手納町スポーツドーム	28	ロータリー広場
12	嘉手納町陸上競技場	29	嘉手納町役場(本庁)
13	野國總管公園	30	ロータリープラザ
14	屋良城跡公園	31	街路灯まとめ
15	東区コミュニティーセンター	32	公共駐車場施設灯
16	中央区コミュニティーセンター	33	旧嘉手納町中央公民館
17	北区コミュニティーセンター		

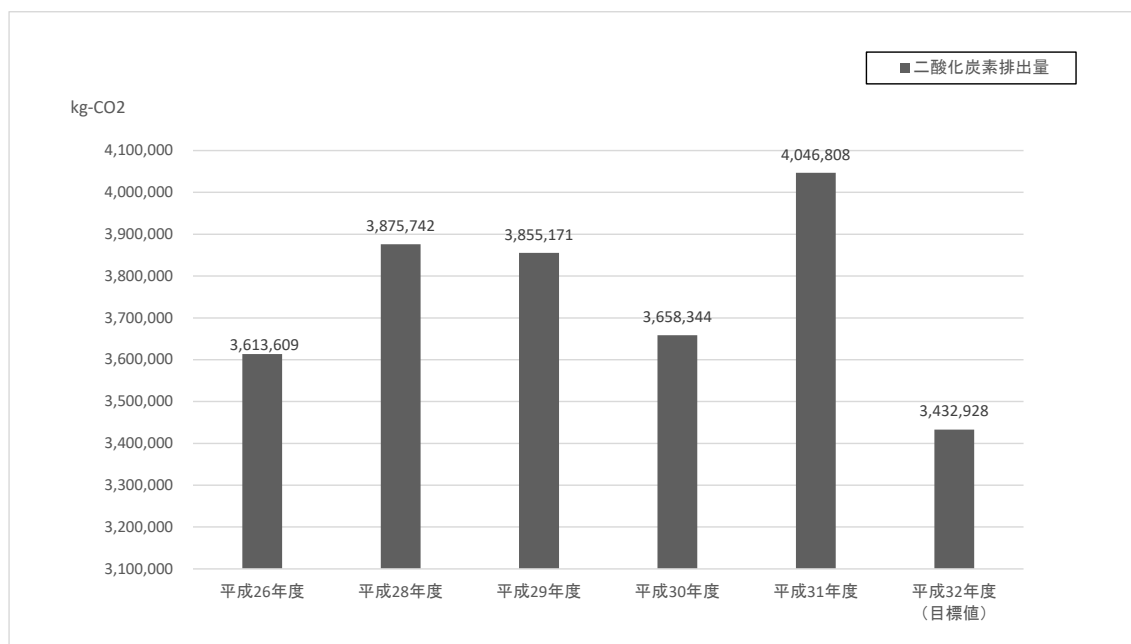
3. 目標達成状況

第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画における温室効果ガス排出量の経年変化は表2-4に、温室効果ガス及び経年変化は図2-5に示す。以下の通りとなっている。平成28年度から平成30年度までは増加傾向であったが、最終年度である平成31年度では基準年度より温室効果ガスを6.9%削減し、目標を達成することができた。

表2-4 温室効果ガスの総排出量の経年変化（単位：kg-CO₂）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
温室効果ガス (二酸化炭素) 総排出量 (t-CO ₂)	3,620,029	3,682,490	3,880,841	3,880,015	3,680,788	3,368,683
平成26年度比 (%)	—	1.7	7.2	7.2	1.7	△ 6.9

図2-5 温室効果ガス総排出量及び経年変化



全体的に減少が見られた理由として、対象施設のLED化、一部老朽化施設の建て替えが進んだこと、太陽光発電の設置、省エネ活動の成果が挙げられる。対象33施設のうち、LED化済施設は12施設で全体の36%、一部LED化施設は3施設で全体の9%である

(令和2年12月時点)。LED化対象施設を表2-5に示す。

また、対象施設別電気による排出量を表2-6、施設別電気使用量と経年変化を図2-6に示す。

表2-5 LED化施設一覧 (33施設)

施設名		施設名	
屋良幼稚園・小学校	△	南区コミュニティーセンター	○
嘉手納幼稚園・小学校	○	西区コミュニティーセンター	○
嘉手納中学校	○	西浜区コミュニティーセンター	○
学校給食共同調理場	○	水釜公園	×
嘉手納町第二保育所	×	兼久海浜公園	○
嘉手納町第三保育所	×	嘉手納公園	×
嘉手納町総合福祉センター	○	屋良ふれあいパーク	×
嘉手納町リサイクルセンター	×	屋良第2公園	×
嘉手納町葬斎場	×	ちびっこ広場	×
嘉手納町食料品加工センター	×	あしびな	×
嘉手納町スポーツドーム	×	ロータリー広場	×
嘉手納町陸上競技場	×	嘉手納町役場(本庁)	○
野国総管公園	×	ロータリープラザ	△
屋良城跡公園	×	街路灯まとめ	△
東区コミュニティーセンター	○	公共駐車場施設灯	×
中央区コミュニティーセンター	○	旧嘉手納町中央公民館	×
北区コミュニティーセンター	○		

(令和2年12月時点)

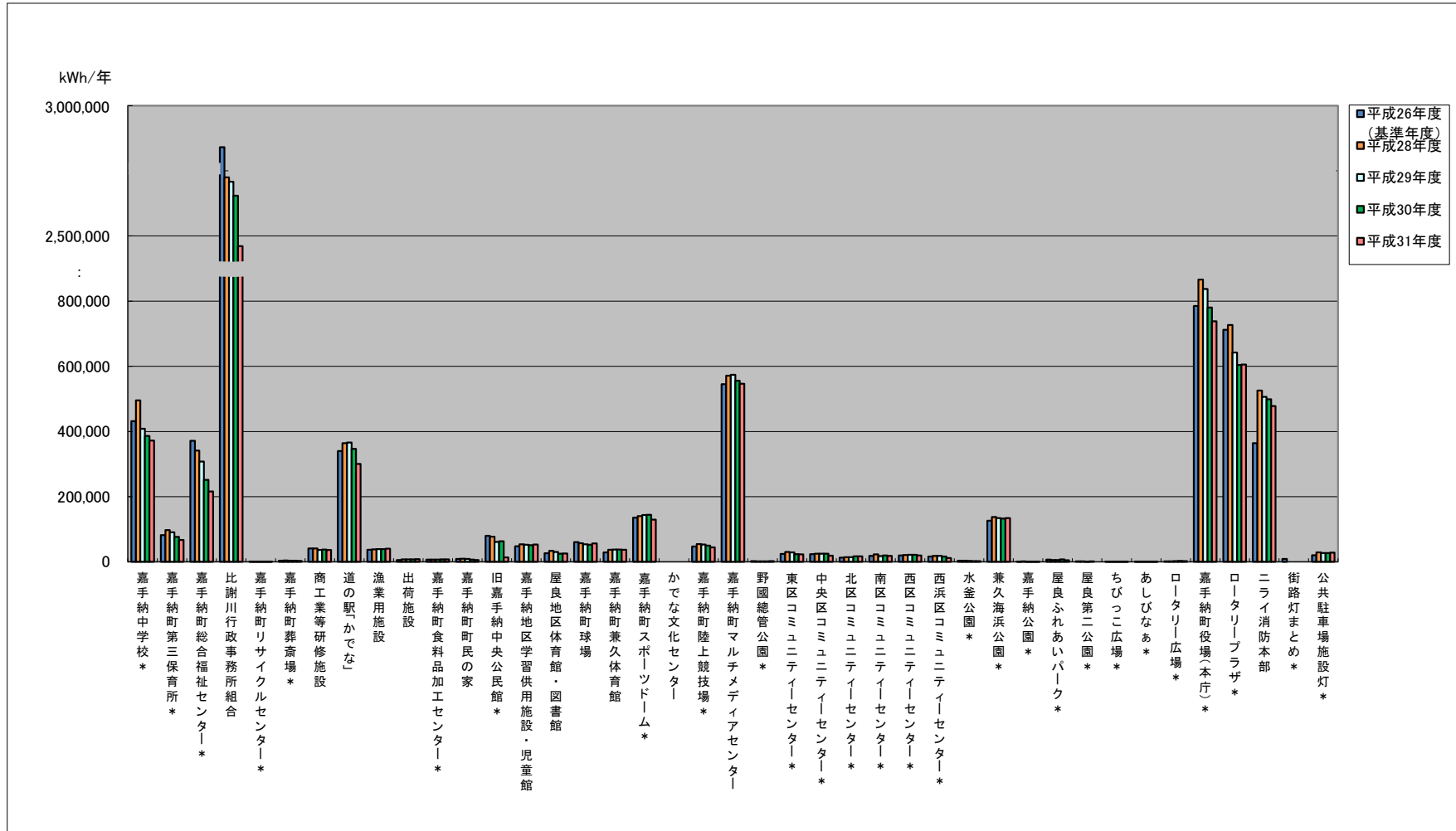
- ※ ○・・・LED化済 12施設 (36%)
 △・・・一部LED化 3施設 (9%)
 ×・・・非LED化 18施設 (55%)

表2-6 対象施設別 電気による排出量

施設名	契約種別	26年度(基準年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
屋良幼稚園・小学校	20従量	9,355	8,568	9,364			
	40低圧	26,659	30,438	35,059	313,518	311,508	333,451
	30業務用	272,955	289,816	321,637			
嘉手納幼稚園・小学校	30業務用	32,796	30,170	1,908	597,383	559,550	439,057
	30業務用	436,400	451,839	507,703			
嘉手納中学校	30業務用	370,393	385,844	425,207	350,631	331,463	319,641
学校給食共同調理場	20従量	19,325	20,176	23,169	1,810		0
	40低圧	31,556	32,768	31,617	2,277		0
	高圧電力	0	0	0	206,226	230,468	232,152
嘉手納町第二保育所	30業務用	70,317	84,571	86,552	84,625	81,150	71,211
嘉手納町第三保育所	30業務用	70,386	76,512	83,474	78,039	65,942	57,745
嘉手納町総合福祉センター	30業務用	317,855	298,373	292,258	263,169	214,965	183,914
	90深夜A	868	873	823	959	850	1,600
比謝川行政事務所組合	50高圧A	111,639	101,996	99,628	110,716	113,721	106,783
	60高圧B	2,266,958	2,253,649	2,199,735	2,177,075	2,137,608	2,011,221
嘉手納町リサイクルセンター	20従量	662	449	532	609	594	637
	40低圧	5	5	3	3	3	3
嘉手納町葬斎場	20従量	1,773	2,362	1,938	1,821	1,835	1,543
	40低圧	1,314	1,741	1,562	1,306	1,302	1,218
商工業等研修施設	20従量	17,076	17,512	16,972	17,741	18,219	18,194
	40低圧	18,226	19,750	18,097	13,290	14,142	13,222
道の駅「かでな」	30業務用	291,844	302,003	312,560	314,043	297,463	257,844
漁業用施設	20従量	12,821	12,357	12,061	11,941	11,447	12,379
	40低圧	19,130	20,196	20,773	21,566	22,081	22,110
出荷施設	20従量	955	1,332	1,608	1,756	1,801	1,900
	40低圧	3,813	4,807	4,940	4,615	4,664	5,090
嘉手納町食料品加工センター	20従量	4,650	4,581	4,848	4,932	5,222	5,003
	40低圧	1,270	1,168	1,158	1,308	1,300	1,345
嘉手納町町民の家	20従量	5,806	5,517	5,993	5,654	4,057	2,591
	40低圧	2,029	2,015	2,293	2,299	2,001	2,124
旧嘉手納中央公民館	30業務用	68,694	69,106	66,601	52,390	54,354	11,849
嘉手納地区学習共用施設・児童館	30業務用	41,290	42,635	45,991	44,996	43,666	45,544
屋良地区体育館・図書館	20従量	13,668	14,361	15,203	15,655	15,095	16,310
	40低圧	9,091	10,500	13,538	10,192	6,254	5,926
嘉手納町球場	30業務用	51,733	44,492	49,075	46,093	44,974	48,806
嘉手納町兼久体育館	20従量	25,206	27,883	32,048	32,218	32,311	31,883
嘉手納町スポーツドーム	30業務用	116,432	121,861	120,187	123,174	123,824	111,481
かでな文化センター	30業務用	(庁舎を含む)	(庁舎を含む)	(庁舎を含む)	(庁舎を含む)	(庁舎を含む)	(庁舎を含む)
嘉手納町陸上競技場	30業務用	40,458	44,388	46,767	45,699	42,881	38,330
嘉手納町マルチメディアセンター	30業務用	467,755	469,324	490,218	492,664	477,246	468,666
野園總管公園	20従量	2,239	1,598	1,645	1,507	1,205	1,692
屋良城跡公園	21公街灯B	8,004	9,409	13,823	13,597	12,374	3,761
	40低圧	176	1,326	1,363	1,499	816	26
東区コミュニティセンター	20従量	11,236	11,557	12,535	12,619	12,287	12,225
	40低圧	9,550	10,662	13,622	12,432	8,072	7,554
中央区コミュニティセンター	20従量	18,424	19,202	18,989	19,507	19,982	14,372
	40低圧	1,859	2,253	2,558	2,174	1,496	1,820
北区コミュニティセンター	20従量	1,026	1,157	1,160	1,179	0	0
	40低圧	4,318	4,612	4,798	4,876	4,990	5,558
南区コミュニティセンター	20従量	5,773	6,245	6,612	6,329	9,479	9,349
	40低圧	5,391	5,674	6,411	4,997	6,076	5,629
西区コミュニティセンター	20従量	10,124	10,954	13,244	10,359	10,991	9,880
	40低圧	9,169	8,958	9,304	10,743	10,185	7,975
西浜区コミュニティセンター	20従量	7,713	7,329	8,678	7,931	8,661	8,668
	40低圧	6,707	8,535	9,840	9,834	9,082	6,970
水釜公園	40低圧	7,162	4,807	6,183	5,840	5,163	3,290
兼久海浜公園	20従量	2,862	2,698	2,839	2,728	1,888	1,766
嘉手納公園	3001業務用・実量制	108,638	116,761	118,298	115,099	113,906	115,533
嘉手納公園	21公街灯B	917	1,107	1,164	1,062	932	978
屋良ふれあいパーク	21公街灯B	6,071	3,353	5,025	5,032	6,393	4,239
屋良第二公園		1,377	1,014	1,508	834	1,392	1,531
ちびっこ広場	20従量	384	289	293	302	237	273
あしびな	20従量	880	883	883	711	721	796
ロータリー広場	20従量	1,310	1,270	1,496	1,946	2,303	2,180
	40低圧	0	3	2	36	2	0
嘉手納町役場(本庁)	30業務用	673,433	685,965	743,119	718,519	669,637	633,304
ロータリープラザ	30業務用	610,810	603,266	623,730	551,405	518,374	519,504
ニライ消防本部	30業務用	312,609	418,254	451,210	434,235	428,259	410,315
街路灯まとめ		7,450	0	0	0	0	0
公共駐車場施設灯		17,232	21,538	24,823	23,373	23,205	24,469
対象施設		3,434,360	3,508,032	3,716,311	3,676,349	3,487,057	3,213,521
合計		7,105,909	7,276,616	7,508,254	7,433,101	7,162,066	6,694,429

※色のついている施設が対象施設である。

図2-6 施設別電気使用量と経年変化



(1)化石燃料による排出量

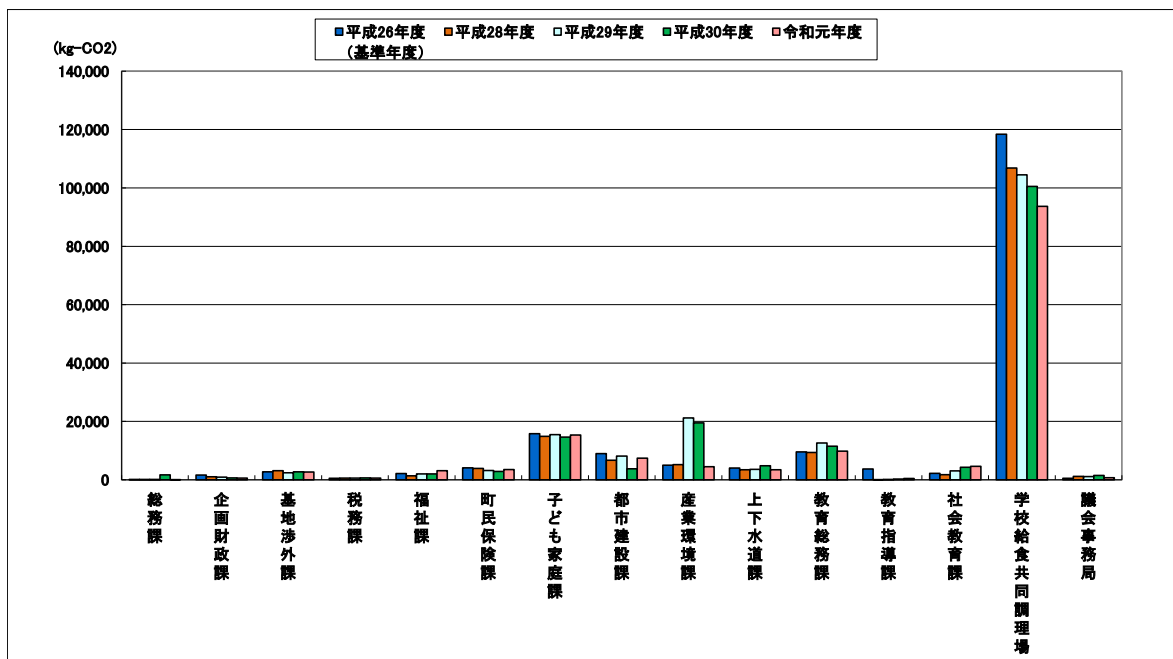
対象組織（課）別の化石燃料による排出量と経年変化を図2-7に示す。

対象組織（課）別の化石燃料による排出量をみると、排出量が増加した主な組織（課）は、社会教育課4,586kg-CO₂（2,351kg-CO₂増加）、福祉課3,095kg-CO₂（954kg-CO₂増加）、教育総務課9,839kg-CO₂（319kg-CO₂増加）となっている。

排出量が減少した主な組織（課）は、学校給食共同調理場93,697kg-CO₂（24,702kg-CO₂減少）、教育指導課433 kg-CO₂（3,243kg-CO₂減少）、都市建設課7,405kg-CO₂（1,545kg-CO₂減少）となっている。

なお、化石燃料による排出量は、A重油、ガソリン、LPG、灯油、軽油の合計である。

図2-7 対象組織（課）別化石燃料によるCO₂排出量と経年変化

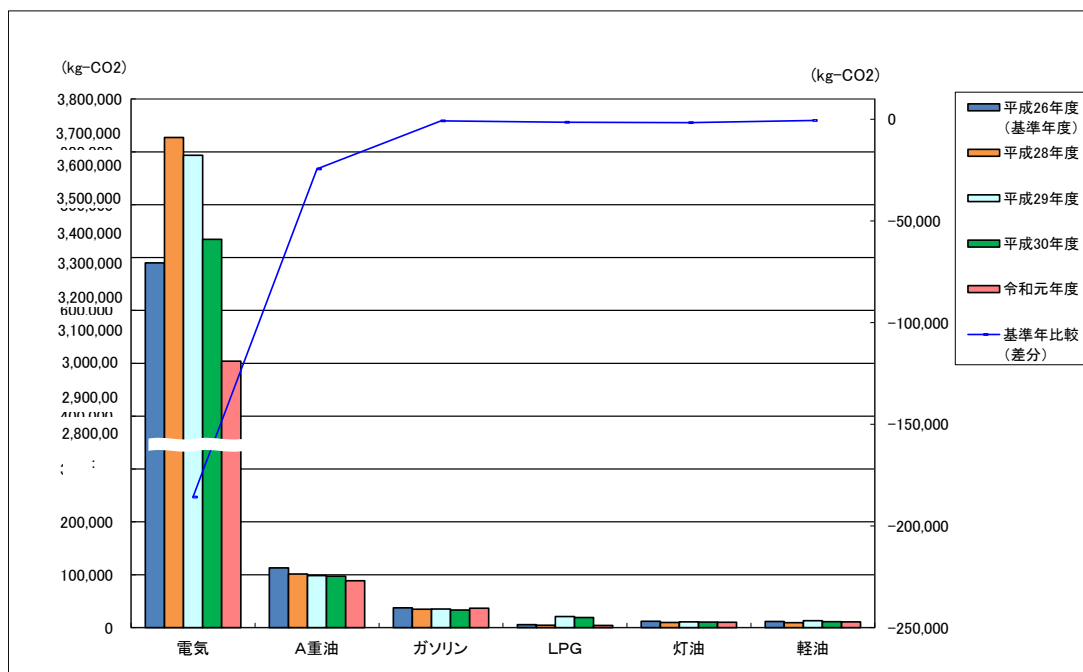


※（）内の増減の値については、平成26年度比較の数値である。

(2)要因別排出量

対象組織（課）及び施設の要因別の二酸化炭素排出量を図2-8に示す。電気は2,704,152kg-CO₂（185,834kg-CO₂減少）、A重油が88,481kg-CO₂（24,436kg-CO₂減少）、ガソリンが36,760 kg-CO₂（777 kg-CO₂減少）、灯油が10,169 kg-CO₂（1,651kg-CO₂減少）、軽油が10,939kg-CO₂（593kg-CO₂減少）LPGが4,043kg-CO₂（1,400 kg-CO₂減少）と全て減少している。

図2-8 要因別の二酸化炭素排出量



※（）内の増減の値については、平成26年度比較の数値である。

第3章 第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

1. 概要及び目標

第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の排出量の概要を表3-1に示す。

また、削減目標は令和元年度排出量の3,724,378kg-CO₂に比べ令和7年度において第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画と同様に5%削減の3,538,159kg-CO₂を目標とした。

表3-1 第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の概要

期間	基準年度	削減目標	対象となる温室効果ガス
令和3年度～令和7年度	令和元年度	5%	二酸化炭素

表3-2 第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の基準年度排出量及び目標年度排出量

区分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,724,378kg-CO ₂	5%	3,538,159 kg-CO ₂

※排出係数が第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の値と異なるため、数値が異なる。

2. 対象範囲

実行計画は、嘉手納町役場が行うすべての事務・事業及び管理施設等とする。

ただし、温室効果ガス排出量の基準値や経年変化の値において、算定の対象となる施設（以下「算定対象施設」という。）は表3-3の施設とし、第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画の際と、施設名等で幾つか変更が生じている。

また、嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等以外の公共施設・公共組織等に対しても、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

表 3-3 対象施設一覧 (41 施設)

No.	施設名	No.	施設名
1	屋良幼稚園・小学校	22	兼久海浜公園
2	嘉手納幼稚園・小学校	23	嘉手納公園
3	嘉手納中学校	24	屋良ふれあいパーク
4	学校給食共同調理場	25	屋良第2公園
5	嘉手納町第二保育所	26	ちびっこ広場
6	嘉手納町第三保育所	27	あしびなあ
7	嘉手納町総合福祉センター	28	ロータリー広場
8	嘉手納町リサイクルセンター	29	嘉手納町役場 (本庁)
9	嘉手納町葬斎場	30	ロータリープラザ
10	青少年センター(旧:食料品加工センター)	31	街路灯まとめ
11	嘉手納町スポーツドーム	32	公共駐車場施設灯
12	嘉手納町陸上競技場	33	嘉手納町商業研修等施設
13	野國總管公園	34	嘉手納町漁業用施設
14	屋良城跡公園	35	嘉手納町集出荷施設
15	東区コミュニティーセンター	36	嘉手納町マルチメディアセンター
16	中央区コミュニティーセンター	37	嘉手納町町民の家
17	北区コミュニティーセンター	38	嘉手納地区学習供用施設・児童館
18	南区コミュニティーセンター	39	屋良地区体育館・児童館
19	西区コミュニティーセンター	40	嘉手納野球場
20	西浜区コミュニティーセンター	41	嘉手納町兼久体育館
21	水釜公園		

※網かけ部分が変更・追加施設

※33については、旧嘉手納町中央公民館が立て替えのため今回は除外し、追加施設である嘉手納町商業研修等施設を記載した。

3. 基準年度の二酸化炭素排出量

嘉手納町の事務・事業における基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量は、3,724,378kg-CO₂である。

表3-4 基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,724,378kg-CO ₂

4. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量

表 3-5 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量（基準年度：令和元年度）

項 目	単 位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
電 気	kWh	4,541,278	3,573,985	96.0
A重油	ℓ	32,650	88,481	2.4
ガソリン	ℓ	15,845	36,760	1.0
L P G	m ³	1,348	4,043	0.1
灯 油	ℓ	4,084	10,169	0.3
軽 油	ℓ	4,240	10,939	0.3
二酸化炭素合計			3,724,378	

（注）CO₂排出量は小数点以下の数字は切り捨てた値とする。

排出係数 電 気：0.787kg-CO₂/kWh A重油：2.71 t-CO₂/kl

ガソリン：2.32 t-CO₂/kl L P G：3.00kg-CO₂/m³

灯 油：2.49 t-CO₂/kl 軽 油：2.58 t-CO₂/kl

電気の排出係数は、各年度の比較が容易に出来るように令和元年度（令和3年1月公表※）の値0.787 kg-CO₂/kWh（沖縄電力株式会社の実排出係数）を使用する。

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.7（環境省、経済産業省 令和3年1月）

※令和3年7月一部修正

5. 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の96.0%を占め、次いでA重油の使用が2.4%、ガソリンの使用が1.0%、灯油の使用が0.3%、軽油の使用が0.3%、LPGの使用が0.1%となっている。

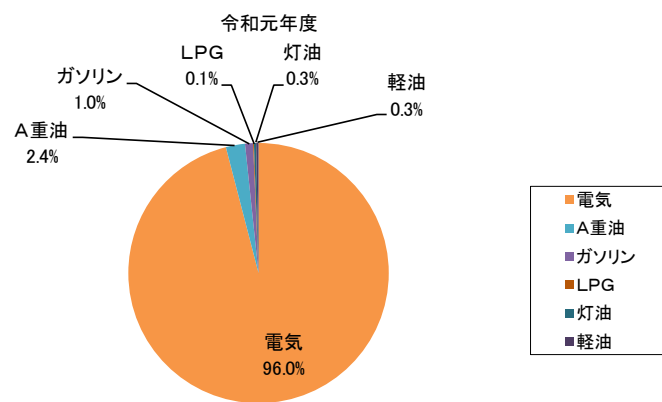


図3-1 基準年度（令和元年度）における二酸化炭素排出量の排出要因

(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

第4章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・太陽光発電システム等を、既存の公共施設等への順次導入に努め、新設する公共施設等においてもその導入に努める。
- ・太陽光発電システムや、その他の再生可能エネルギーの導入については、補助金等を積極的に活用する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラスを導入する。
- ・既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切替え、及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入に取り組む。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・雨水の有効利用に配慮した構造とする。
- ・省エネルギー型設備を積極的に導入する。

3. 物品購入等

- ・公用車の購入の際に、ハイブリッド車や電気自動車等の低公害車の導入を図る。
- ・電気製品等の購入、レンタルの際には、環境負荷の少ないもの（省エネルギータイプ）の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

(1) 電気使用量の削減

- ・冷房温度の適正管理を行う。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みや時間外及びトイレ、給湯室等に利用者がいない場合など、不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

(2) 燃料使用量の削減

- ・エコドライブの周知を図る。
- ・公用車の急発進、急加速をしない。
- ・公用車を適正に整備・管理し、車を離れるときはエンジンを切り、無駄なアイドリングを控え排気ガスの削減に努める。
- ・カーエアコンについては、適切な温度設定を行う。
- ・ボイラー(設置施設)の適正運転を維持する。

(3) ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

(4) 用紙類

- ・コピー用紙等の購入量の抑制を図る。
- ・両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。

(5) 水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ 家庭においても、環境に配慮した生活を目指す

(7) 来庁者への協力依頼等

- ・ 庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- ・ 庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・ その他、本計画の取り組みについて周知を図る。

COOL CHOICE の取組例

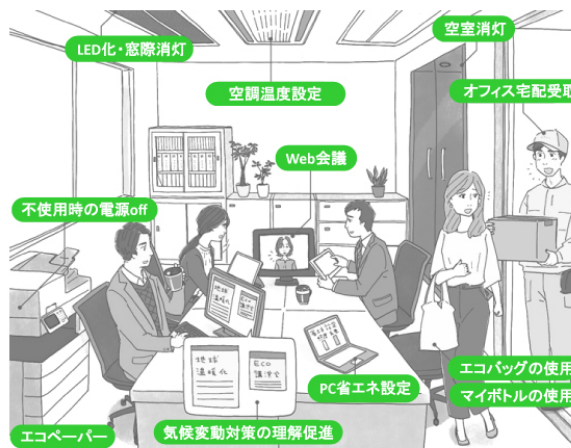
節電・地球温暖化対策のために、省エネ性能に優れたLED照明や有機EL照明などの高効率な照明製品への切替を推進しています。
日中、適切な照度にするため、窓際照明の消灯や間引き照明などを実施されている企業もあります。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/akari/>

COOLBIZ
冷房時の室温を冷やしすぎず、軽装などの工夫で夏を快適に過ごすこと。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/coolbiz/>

WARMBIZ
暖房時の室温を温めすぎず、重ね着などの工夫で冬を快適に過ごすこと。
省エネ効果は、夏よりも冬の方が大きいとされており、家庭やオフィスにとって経済的メリットもある取組です。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>

Web会議・テレワーク
コロナ禍で在宅勤務が増加したことにより、WEB会議やテレワークの活用が推進されました。移動が減ってCO₂削減になるだけでなく、移動時間が減って生産性の向上につながることも。

みんなでおうち快適化チャレンジ
自宅過ごす時間が長くなった今、エコ住宅・断熱リフォームや、省エネ家電への買換えにより、みんなで、おうち時間を、脱炭素で「快適・健康・お得」にしたいことを呼びかけるキャンペーン。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/kaiteki/>



再生可能エネルギーへの切り替え
太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない、重要な国産エネルギー源です。
オフィスや自宅で契約している電力会社やプランを、再生可能エネルギーを重視しているものに切り替えることで、脱炭素化に寄与できます。

ビルのZEB化、住宅のZEH化
高い断熱性と省エネ設備で消費エネルギーを大幅削減する「省エネ」と、太陽光発電などエネルギーを創る「創エネ」により、正味のエネルギー消費量をゼロにする、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）。災害時の事業継続性の向上とリスク対策にもつながります。

宅配便の再配達には、環境負荷の増加や社会的損失を招いています。再配達を減らすため、置き配・宅配BOXの活用や個人宅配物をオフィスで受け取るなどの選択があります。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/butsuryu/>

Plastics Smart レジ袋チャレンジ
エコバッグ、マイボトルの利用などにより、海洋プラスチックごみの削減、CO₂排出削減になります。
<http://plastics-smart.env.go.jp/>

ECO DRIVE
ふんわりアクセルで発進するだけで、約10%燃費が改善し、経費とCO₂排出削減になります。
エコカーでエコドライブすると、もっとエコに、もっと低燃費に、そしてもっと安心！エコカー 全に。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ecocar/>
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ecodriver/>

smart move
公共交通機関を利用して、「移動」を「エコ」に！
さらに、カーシェア、バイクシェアなど様々なシェアサービスを利用することで、経費とCO₂排出削減につながります。
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/smartmove/>

気候変動対策の理解促進
地球温暖化について、社内報や一斉メール、研修や講演会の開催などを通じて発信することで、社員一人一人の理解が深まり、具体的な行動のきっかけとなります。
※地域地球温暖化防止推進センターとの連携など。
https://www.jccca.org/trend_region/center/

▲ 「製品への買い替え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」。

出典：クールチョイス：<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

快適に働くスタイルを見る

うちわや扇子を利用して
体感温度を下げる



ブラインドや断熱シートで
室温上昇ストップ



夏らしいすっきり
アップスタイルで涼やか美人に



清涼感のある色使い、
薄手の素材感など
快適に過ごせる軽装で爽やかに



冷感グッズを使用して
ひんやり快適に



- 勤務時間の朝型シフト（残業を減らす効果も期待できるので照明等に使用する電力の節電にも効果あり）
- 扇風機を効果的に活用して冷たい空気を循環させる
- 外回りからオフィスに戻った際は、肌着を着替えて装いを立て直す
- OA機器や照明からの放熱も冷房効率に影響するので、使わない機器の電源はOFFに
- 通気性のいい座布団を活用しデスクチェアを快適に

▲「COOL CHOICE」の一環である、「クールビズ」

出典：クールビズ <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/coolbiz/>



▲省エネ家電への買い替えによるCO2削減効果やランニングコスト削減効果がわかるシステム。

出典：「しんきゅうさん」 <http://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

嘉手納町は、「嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱」により、「推進本部」「推進部会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

計画の推進体制は「実行計画推進組織図」の通りである。

(1) 推進本部

嘉手納町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、課長等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成する。

実行の評価・実施状況の課題・解決策の抽出等を行う。

(3) 推進担当者（エコリーダー）

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(4) 事務局

事務局を産業環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

点検体制は、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割」により、「事務局」は、「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。さらに、点検評価を踏まえて「推進本部」において見直しの検討、取り組み方針の決定を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回嘉手納町広報誌やホームページ等により公表する。

資料編

- ・ 嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱・・・・・・・・・・ 22
- ・ 嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検と評価体制と役割・・・・ 25
- ・ 実行計画推進組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 環境関連用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づき、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（平28訓令7・一部改正）

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部は、その所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 本部に第2条に規定する事項の調査、研究等をさせるため、推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、課長及び主幹のうちから本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 推進部会に部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから本部長が指名する。
- 4 推進部会に副部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから部会長が指名する。
- 5 推進部会は、実行計画に基づく削減状況等の点検を行い、本部に報告しなければならない。

(平28訓令7・一部改正)

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、推進部会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部」とあるのは「推進部会」と、「副本部長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「推進部会に属する者」と読み替えるものとする。

(エコリーダー)

第8条 各課に推進担当者としてエコリーダーを置くこととし、各課等の長をもって充てる。

- 2 エコリーダーは、各課等において実行計画に基づく取組に際して、中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
- 3 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 4 エコリーダーは、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第9条 本部及び推進部会の庶務は、産業環境課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に

諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令第 16 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 27 訓令 16・一部改正、平 28 訓令 7・旧別表第 1・一部改正)

別表 (第 3 条関係)

教育長
会計管理者
都市建設課長
総務課長
子ども家庭課長
教育総務課長

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割

嘉手納町役場全体が、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく行動等について、主体的・積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを方針とし、同取組の推進にあたっての役割等については、『嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱』に基づき以下のとおりとする。

① 本部長

本部長は町長とし、実行計画の推進・点検・評価を統括し、同計画の基本事項や必要事項について決定及び変更等を行うと共に、実行計画の実施に基づく活動の実施状況や温室効果ガスの排出量について公表等を行う。

② 嘉手納町地球温暖化防止推進本部

嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「推進本部」という。）は、町長を本部長とし、副町長を副本部長、各課長等を委員として構成する。

推進本部では、実行計画の決定や変更等について協議を行うと共に、計画推進にあたっての取組方針等の決定・指示を行う。実行計画に基づく実施状況や温室効果ガスの排出量の公表内容について確認をする。

必要に応じて、各課・各施設の実施状況や検討事項について審議させる機関として推進部会を立ち上げることができる。

③ 事務局

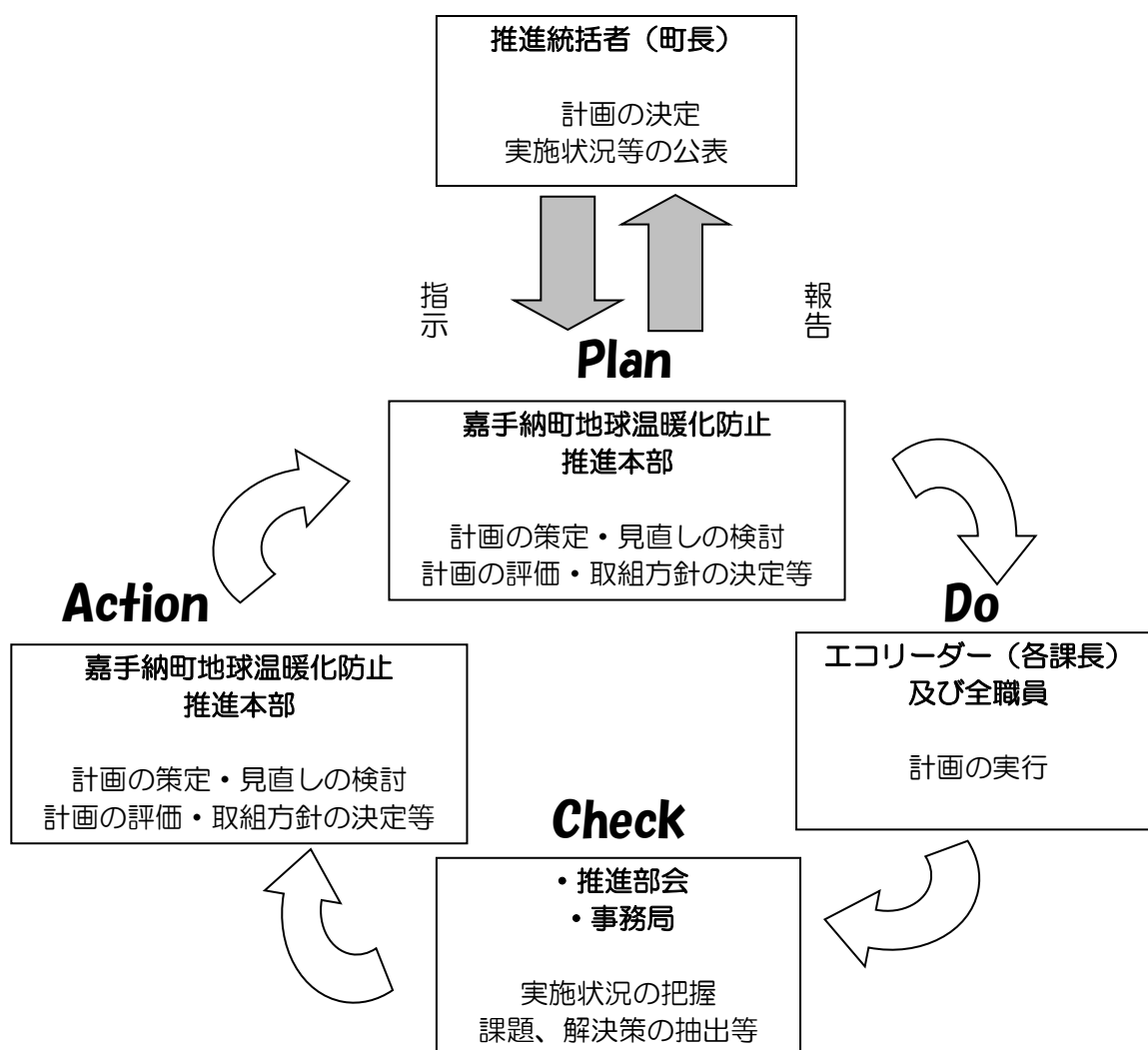
産業環境課が担う。実施状況の把握、各種データ等のとりまとめを行う。各課長等（エコリーダー）から実施状況の確認やヒアリング等を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その内容を推進本部または推進部会へ諮る。事務局は、推進本部の方針を受け、エコリーダー及び職員に対して指導や情報提供等を行う。

④ 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成し、実行計画の検討、実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その結果を推進本部へ報告する。

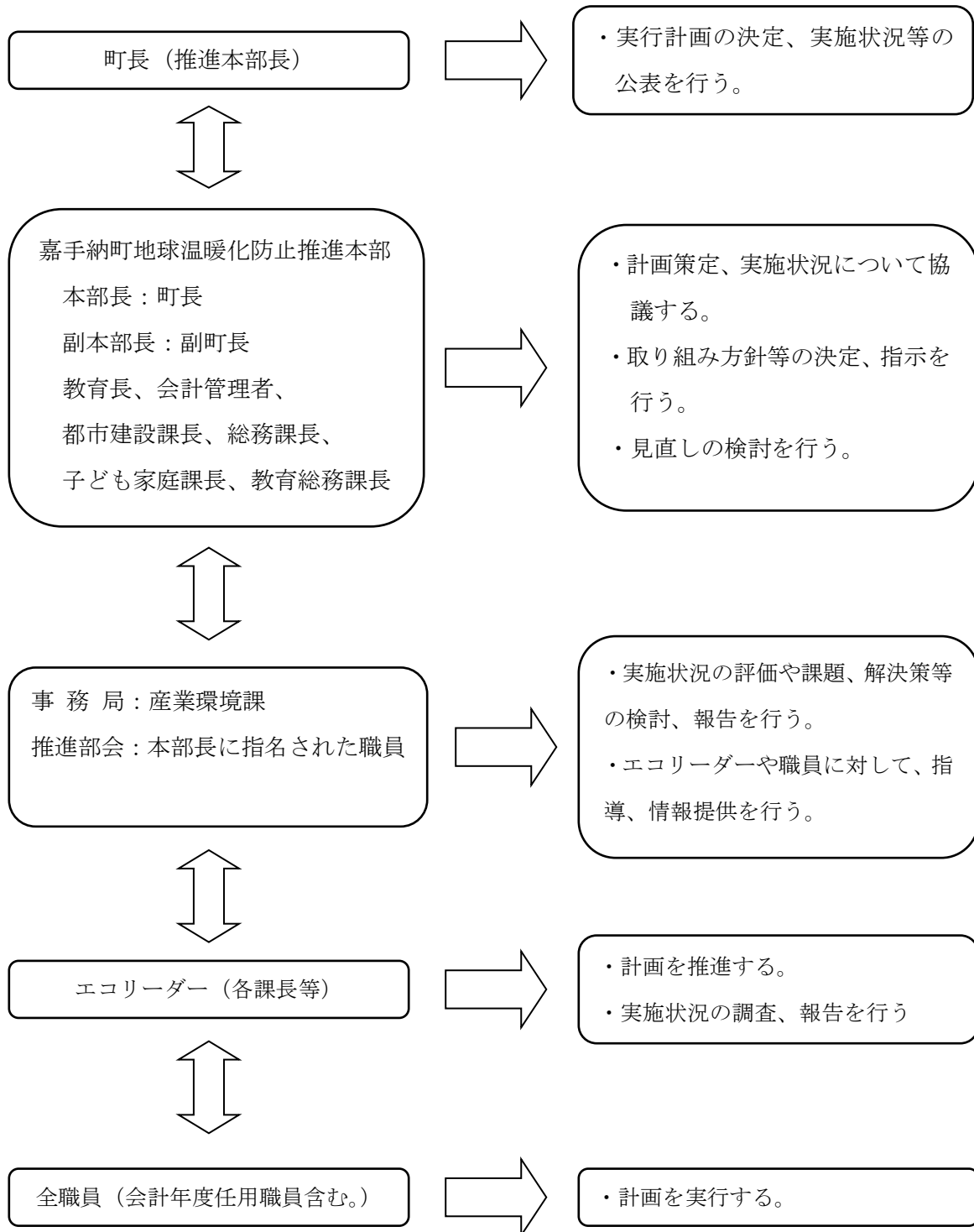
⑤ エコリーダー及び職員

推進担当者であるエコリーダーは、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を事務局に報告を行うものとする。また職員は、エコリーダーへの協力を行うと共に、実行計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取り組みを行う。



段階	主体	内容
計画 (Plan)	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部は計画の策定、取り組み方針の決定等を行う。 ・本部長は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。
実施 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコリーダー ・職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が目標達成に向けた主体的・積極的な行動をとる。 ・各課のエコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ、推進部会に報告する。
点検 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局、推進部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局又は推進部会は、エコリーダーの報告等から実施状況を把握し、課題及び解決策の検討結果等を推進本部に報告する。
改善 (Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部は、事務局等の報告・提案等を審議し、取組の改善、見直し等を行う。 ・実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等の実施を取り入れるなど、課題の解決に努める。

実行計画推進組織図



環境関連用語集

ア行	アイドリング・ストップ	自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。
	IPCC	→「気候変動に関する政府間パネル」参照。
	アジェンダ21	1992年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。
	一酸化二窒素	常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、一酸化二窒素は100位である。
	エコドライブ	アイドリング・ストップやタイヤの空気圧点検、空ぶかしを控えるなど、環境に配慮した運転のこと。
	ESCO事業	Energy Service Companyの略称で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。また、ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。
	エネルギー原単位	エネルギー効率を表す値。たとえば、製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量など。
	エネルギー転換部門	二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などがここに含まれる。
	LPG (Liquefied Petroleum Gas)	液化石油ガス。プロパン、ブタン等。
	オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。
温室効果	地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。	
温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6が削減対象の温室効果ガスと定められた。	
カ行	化石燃料	石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。
	カーボンオフセット	日常生活による二酸化炭素の排出を相殺するために植林や

	自然エネルギーを利用しようというものである。
カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることもカーボン・ニュートラルと呼ぶことがある。
家庭部門	二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち業務部門以外の部門。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
環境税	一般的には温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課税するといわれる炭素税のことを指す。
環境ラベリング制度	環境保全に役立つマークをつけて国民に推奨する制度のこと（エコマーク、グリーンマーク等）。
気候変動	気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。
気候変動適応計画	2018年6月に成立した気候変動適応計画に基づき同年11月に閣議決定された計画。「農業・林業・水産業」、「水環境、水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国際生活・都市生活」の7つの分野における気候変動の影響の概要と適応の基本的な施策が示されている。
気候変動適応法	気候変動への適応の推進を目的として2018年6月に制定された法律。 政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずるものである。本法律に基づく気候変動適応計画は2018年11月に閣議決定された。
気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC)	1988年に開始された、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）が共催し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次報告書、2007年に第4

		次報告書、2013年に第5次報告書をとりまとめている。
	気候変動枠組条約締約国会議 (COP)	COPはConference of Partiesの略。1995年3月～4月にベルリンで第1回締約国会議 (COP1) を開催。1997年12月に京都で開催されたCOP3では、2000年以降の地球温暖化対策のあり方を規程する議定書が採択された。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。
	基準年	温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に1990年としている。ただし、HFC類、PFC類、SF6については1995年を基準年とすることができるとしている。
	キャップ・アンド・トレード方式	排出量取引において、排出枠が設定されている主体間で、排出枠の一部の移転 (または獲得) を認める制度のこと。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締約国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。
	共同実施	先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。
	クリーン開発メカニズム	先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。
	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
	COOLCHOICE (クールチョイス)	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。
	コージェネレーション	発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。
	工業プロセス	温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。
	交通需要管理 (Transportation Demand Management: TDM)	自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用によって、交通量・交通流の平準化、分散化、軽減化を図ることで、交通渋滞の緩和を促す取り組み。
サ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象か

		ら取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、廃棄物の焼却熱利用・発電など。
	次世代自動車	窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質お排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など。
	持続可能な開発目標 (SDGs)	環境、経済、社会に関連する課題の解決を図り、17のゴール及び169のターゲットから構成される、途上国と先進国共通の持続可能な社会づくりを実現するための目標。
タ行	炭素換算	二酸化炭素 (CO2) の量を炭素 (C) 相当分で算出する方法。炭素換算値はCO2の量に0.273を掛けて得られる。逆に炭素換算の値に3.67を掛けるとCO2の量が得られる。
	炭素税	代表的な環境税の一つで、二酸化炭素排出につながる経済活動に課す税のこと。石油などの化石燃料に含有される炭素の量に応じて課税するのが一般的で、欧州ではスウェーデンなどですでに実施されている。
	地球温暖化係数 (Global Warming Potential:GWP)	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100年間のGWPで比較して、メタンは二酸化炭素の約20倍、一酸化二窒素は約310倍、フロン類は数百～数千倍となる。
	窒素酸化物	ディーゼルエンジンなどオイル燃焼に際し排出される大気汚染物質。一酸化二窒素以外の窒素酸化物は温室効果をもたないが、逆に、上空でエアロゾルを形成し、温室効果を減少させる働きがある。
	トップランナー方式	積極的な省エネルギーを促すために政府が始めた政策の一つで、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルを設定すること。
ナ行	燃料電池	反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。
ハ行	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCsは自然界には存在しない温室効果ガスで、100年間のGWPは、二酸化炭素の数百～11,700倍と大きい。1997年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。
	パーク・アンド・ライド	都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。
	排出量取引	京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガ

		ス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。
	ハイブリッド自動車	複数の動力源（ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電気（モーター）、油圧等）を組み合わせることで低公害化や省エネルギー化を図った自動車のこと。現在、ガソリンエンジンとモーターを用いたものが実用化され、市販されている。
	パリ協定	2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組み条約第21国締約国会議（COP21）にて、2020年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加した、公平かつ実効的な法的枠組み。世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが示された。
マ行	メタン	京都議定書の対象ガスの一つ。有機性の廃棄物の最終処分場、家畜のフン尿、水田、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。
	未利用エネルギー	海水、河川水、下水等の温度差エネルギー（夏は大気より冷たく、冬は大気より暖かい水）、発電所排熱、変電所排熱、都市排熱（清掃工場、地下鉄等の排熱）等のこと。
	モーダルシフト	旅客や貨物のトラック輸送を貨車や船舶に切り替えることにより、二酸化炭素の排出削減を図る方式のこと。
ラ行	ライフサイクルアセスメント（LCA）	物品の生産から廃棄までの環境負荷量などを調査、分析して評価する手法。
	六ふっ化硫黄（SF6）	1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100年間のGWPは、二酸化炭素の23,900倍。HFCs、PFCsと共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「用語集」
国立環境研究所 ECI ネット「環境用語集」

第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画
令和3年度～令和7年度

令和3年3月

株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市州崎 12-57
TEL : 098-934-4231